令和６年１１月２９日

第　１６　回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

１．令和６年１１月２９日午後１時３０分より、余市町役場３０１・３０２会議室において、第１６回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長　細山正己これを招集した。

２．定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	１番	中岡博晃
〃	２番	山本秀弘
〃	３番	川合　一
〃	４番	落　雅美
〃	５番	宮野秀子
〃	６番	井川和彦
〃	７番	野呂栄二
〃	８番	松村宗雄
〃	９番	坂本純科
〃	１０番	土居義和
〃	１１番	石岡　渡
〃	１２番	梅田　徹
〃	１３番	池田裕之
〃	１４番	片山　裕
〃	１５番	曽我貴彦
〃	１６番	細山正己

４．本日、この会議に参与したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局長	樋口正人
	事務局次長	中村利美
	農地係主事	篠原　司

５．本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第４号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第５号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第６号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第７号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について

（開会宣言の時刻午後１時３０分）

議　　長　　定刻になりましたので、ただ今から第１６回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、１６名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第１０条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴についてご報告いたします。

本会会議規則第３０条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を１０名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は議案７件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一　　同　　議長指名。

議　　長　　議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

２番、山本委員、８番、松村委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事　　ただ今、上程されました、議案第１号につきまして朗読、説明させていただきます。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第３条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和６年１１月２９日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号１番、申請人住所氏名、譲渡人、■■■■■■■■■■■■、■■■■、譲受人、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■。

申請農地、■■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆で合計面積■■■■■■㎡。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和６年１１月１９日、落委員、井川委員、池田委員の３名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第３条第２項第１号から第６号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、離農するため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、経営規模を拡大するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第３条調査書につきましては、７ページに記載しております。

５ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■■■■■から■■■■■■■■■■を南に約

３．５ｋｍ進んだ沿線の色塗り部分の土地と、６ページにございます、そこからさらに南に４００ｍほど進んで左手の脇道に入り、３００ｍほど進んだ色塗り部分の土地でございます。

３ページにお戻りください。

続きまして、申請番号２番、申請人住所氏名、貸主、■■■■■■■■■■■■、■■■■、借主、■■■■■■■■■■■■■、■■■。

申請農地、■■■■■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■■㎡。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和６年１１月１９日、土居委員、川合委員、松村委員の３名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第３条第２項第１号から第６号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、経営規模を縮小するため所有農地を一部貸付けるもの、借主、経営農地を移転するため農地を借り受けるものでございます。

農地法第３条調査書につきましては、９ページに記載しております。

８ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■から南に進んで■■■■■■に入り、南西に約１．５ｋｍ進んだ沿線の色塗り部分の土地でございます。

４ページにお戻りください。

続きまして、申請番号３番、申請人住所氏名、譲渡人、■■■■■■■■■■、■■■■、譲受人、■■■■■■■■■■■、■■■■■■■。

申請農地、■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆で合計面積■■■㎡。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和６年１１月１９日、土居委員、川合委員、松村委員の３名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第３条第２項第１号から第６号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、離農するため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、経営規模を拡大するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第３条調査書につきましては、１１ページに記載しております。

１０ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■■■■から■■■■■■■に入り、南に約２ｋｍ進んだ沿線の色塗り部分の土地でございます。補足説明といたしまして、申請地であります■■■■■■■外■筆につきましては、農振農用地区域外であり農用地利用集積計画による所有権移転ができないため、農地法第３条での申請となったことを申し添えいたします。

以上３件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

細山議長　ただいまの説明に関連して、申請番号１番につきまして現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

４　番　申請番号１番の農地法第３条の規定による許可申請について、１１月１９日、事務局を含め、井川委員、池田委員と私の３名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号１番については、離農する譲渡人と、経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号１番については、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員３名とも農地法第３条第２項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長　続きまして、申請番号２番、３番につきまして現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１０　番　申請番号２番から３番までの農地法第３条の規定による許可申請について、１１月１９日、事務局を含め、川合委員、松村委員と私の３名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号２番については、経営規模を縮小する貸主が、経営農地を移転する借主に所有農地を一部賃貸借するものです。

申請番号３番については、離農する譲渡人と、経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号２番から３番までについては、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員３名とも農地法第３条第２項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長　事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

申請番号１番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　異議なし。

細山議長　ご異議がないようですので、申請番号１番につきまして申請のとおり可と決定いたします。

次に、申請番号２番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし。

細山議長　　ご異議がないようですので、申請番号２番につきまして申請のとおり可と決定いたします。

次に、申請番号３番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし。

細山議長　　ご異議がないようですので、申請番号３番につきまして申請のとおり可と決定いたします。

次に議案第２号農地法第４条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事　　ただ今、上程されました、議案第２号につきまして朗読、説明させていただきます。

議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第４条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和６年１１月２９日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号１番、申請人住所氏名、■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■、土地の表示につきましては、■■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■㎡。

事業内容につきましては、農機具庫建築及び駐車場整備のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和６年１２月１５日までございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第２の１の（１）のアの（イ）のｂの規定に該当するでございます。

備考につきましては、都市計画区域内用途地域外、農用地区域内でございます。

１３ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■■■■■■■の沿線の色塗り部分の土地でございます。仮設農機具庫については令和３年４月８日、農機具庫については令和３年８月２日に農地転用の届出があり、すでに建築済みでございます。

農地法の運用通知では、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業のための農業用施設の用に供する場合であって当該農業用施設の規模が２アール未満であるときには農地転用の許可を要しないとされております。

仮設農機具庫と農機具庫を除いた土地を駐車場として整備するものでございます。

篠原主事　農地法第４条調査書につきましては、１４ページから１５ページに記載しております。
以上、１件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

細山議長　事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第２号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　異議なし。

細山議長　ご異議がないようですので、議案第２号につきまして申請のとおり可と決定いたします。
次に議案第３号農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事　ただ今、上程されました、議案第３号につきまして朗読、説明させていただきます。
議案第３号、農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。
このことについて、下記の者から農地法第１８条の規定による合意解約通知書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。
令和６年１１月２９日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。
提出番号１番、提出人住所氏名、賃貸人、■■■■■■■■■■■、■■■■、賃借人、■■■■■■■■■■■■■、■■■。
土地の表示、■■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■㎡。
賃貸借期間、令和３年１１月１日から令和１３年１０月３１日、合意解約日、令和６年１１月１１日、土地の引き渡し時期、令和７年２月２８日でございます。
以上１件の提出でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長　事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第３号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　異議なし。

細山議長　ご異議がないようですので、議案第３号につきまして申請のとおり可と決定いたします。
ここで暫時休憩いたします。

（休憩中に農用地利用集積推進会議開催）
（休憩時間　午後１時４５分～午後２時５分）

細山議長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ないし、議案第７号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを一括提案し議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

中村次長　ただ今、一括上程されました議案第４号ないし議案第７号につきまして、朗読説明させていただきます。
議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。
令和６年１１月２９日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。
１８ページをお開き願います。
農用地利用集積計画書、所有権移転でございます。１、各筆明細、所有権を移転する者、■■■■■■■■■■■■、■■■■。所有権の移転を受ける者、■■■■■■■■■■■■、■■■■。
所有権を移転する土地は、■■■■■■■■■■■■、地目、登記簿現況とも畑、面積は■■■■■㎡外■筆、合計■筆、面積■■■■■■㎡でございます。
所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和６年１１月２９日、対価■■■■円を支払期限の令和６年１２月３１日までに指定口座に振込むものでございます。
１９ページをお開き願います。
２、共通事項でございます。
２０ページをお開き願います。
３、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。
２１ページをお開き願います。
農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。
２２ページをお開き願います。
申出地は、道道豊丘余市停車場線から町道豊丘山手線を豊丘方面へ約１ｋｍ入った豊丘町の色塗り部分の土地となっております。
２３ページをお開き願います。
農用地利用集積計画作成に係る旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項確認書でございます。

中村次長　　２４ページをお開き願います。

続きまして議案第５号をご説明申し上げます。

議案第５号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和６年１１月２９日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

２５ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書、所有権移転でございます。１、各筆明細、所有権を移転する者、■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■。所有権の移転を受ける者、■■■■■■■■■■■■■、■■■■。

所有権を移転する土地は、■■■■■■■■■■■■、地目、登記簿現況とも畑、面積は■■■■■㎡、外■筆、合計■筆、面積■■■■■■㎡でございます。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和６年１１月２９日、対価■■■■円を支払期限の令和６年１２月３１日までに指定口座に振込むものでございます。

２６ページをお開き願います。

２、共通事項でございます。

２７ページをお開き願います。

３、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

２８ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

２９ページをお開き願います。

申出地は、■■■■■■■から■■■■■■を約５００ｍ入った■■の色塗り部分の土地となっております。

３０ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項確認書でございます。

３１ページをお開き願います。

続きまして議案第６号をご説明申し上げます。

議案第６号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和６年１１月２９日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

３２ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書、所有権移転でございます。１、各筆明細、所有権を移転する者、■■■■■■■■■■■、■■■■。所有権の移転を受ける者、■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■。

中村次長　所有権を移転する土地は、[redacted]、地目、登記簿現況とも畑、面積は[redacted]㎡、外[redacted]筆、合計[redacted]筆、面積[redacted]㎡でございます。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和６年１１月２９日、対価[redacted]円を支払期限の令和６年１２月３１日までに指定口座に振込むものでございます。

３３ページをお開き願います。

２、共通事項でございます。

３４ページをお開き願います。

３、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

３５ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

３６ページをお開き願います。

申出地は、[redacted]から[redacted]を約２．３ｋｍ入った[redacted]の色塗り部分の土地となっております。

３７ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項確認書でございます。

３８ページをお開き願います。

続きまして議案第７号をご説明申し上げます。

議案第７号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和６年１１月２９日提出、余市町農業委員会、会長、細山正己。

３９ページをお開き願います。農用地利用集積計画書、所有権移転でございます。

１、各筆明細、所有権を移転する者、[redacted]、[redacted]。所有権の移転を受ける者、[redacted]、[redacted]。

所有権を移転する土地は、[redacted]、地目、登記簿現況とも畑、面積は[redacted]㎡、外[redacted]筆、合計[redacted]筆、面積[redacted]㎡でございます。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和６年１１月２９日、対価[redacted]円を支払期限の令和７年１月３１日までに指定口座に振込むものでございます。

４０ページをお開き願います。

２、共通事項でございます。

４１ページをお開き願います。

３、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

４２ページをお開き願います。

中村次長　　農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。
　４３ページをお開き願います。
　申出地は、■■■■から■■■■■■■■■を約４．１ｋｍ入った■■の色塗り部分の土地となっております。
　４４ページをお開き願います。
　こちらの申出地は■■■■■■■■■から■■■■■■■に約２ｋｍ入った色塗り部分の飛び地となっております。
　４５ページをお開き願います。
　農用地利用集積計画作成に係る旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項確認書でございます。
　農用地利用集積計画は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号に該当する必要があり、決定を求められた４件の議案第４号ないし議案第７号の計画内容は、要件を満たしていると考えます。
　以上、一括上程されました議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ないし、議案第７号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてをご説明申し上げましたので、各委員におかれましては、よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長　　事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
　議案第４号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし。

細山議長　　ご異議がないようですので、議案第４号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。
　次に議案第５号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし。

細山議長　　ご異議がないようですので、議案第５号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。
　次に議案第６号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし。

細山議長　　ご異議がないようですので、議案第６号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。
　次に議案第７号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　　同　　異議なし。

細山議長　　ご異議がないようですので、議案第７号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第１６回総会を閉会いたします。

（閉会宣言の時刻　午後２時１６分）

（本会議所要時間　　４６分）

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議　　長　　余市町農業委員会　　会　　長

議事録署名委員　　余市町農業委員　　２　　番

議事録署名委員　　余市町農業委員　　８　　番